

○国立大学法人上越教育大学特別顧問に関する要項

(平成29年3月23日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人上越教育大学特別顧問（以下「特別顧問」という。）
に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学長は、国立大学法人上越教育大学の運営に関し特に必要と認める場合は、特別
顧問を置くことができる。

(勤務形態)

第3条 特別顧問の勤務形態は、非常勤とする。

(職務)

第4条 特別顧問は、学長が定める事項について、助言及び支援を行う。

(委嘱)

第5条 特別顧問は、高い学識を有し、大学運営についての広い識見と経験を有する者の
うちから、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 特別顧問の任期は、2年を超えない範囲で学長が定めるものとし、再任を妨げな
い。ただし、委嘱された日から当該委嘱された日において在職する学長の任期の終期を
超えることはできない。

(報酬等)

第7条 特別顧問には、別に定める報酬及び旅費を支給することができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、特別顧問に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成29年3月23日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。